

「国への提言」(第114回中部圏知事会議)

(インフラ整備の促進)

- 1 高規格道路ネットワーク整備等について…………… 1
- 2 北陸新幹線の早期全線整備について…………… 3
- 3 リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と
一日も早い全線開業の実現について…………… 6
- 4 北陸・中京間の鉄道アクセス向上による鉄道ネットワークの
充実について…………… 8
- 5 中部国際空港の二本目滑走路の整備を始めとする機能強化
について…………… 9

(地方創生の推進)

- 6 地方創生の実現に向けた国際・広域観光の振興について…………… 11
- 7 アジア競技大会の開催に対する支援について…………… 14
- 8 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催への支援について…………… 15

(防災対策の推進)

- 9 地震・風水害対策等の推進について…………… 16
- 10 交通インフラにおける広域的な雪害対策強化について…………… 24

(少子化対策の推進)

- 11 希望がかなう少子化対策について…………… 26

(その他)

- 12 豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止について…………… 35
- 13 農林水産業の成長産業化に向けた支援の充実について…………… 39

14	「命を守る産業」を強化するための支援について……………	40
15	産廃特措法に基づく事業完了後の安全性の確保に向けた取組への 財政支援について……………	41
16	水素エネルギーの普及・導入拡大について……………	43
17	デジタルトランスフォーメーション（DX）実現に向けた 取組の支援について……………	44

1 高規格道路ネットワーク整備等について

日本国経済の成長力・国際競争力を高めるとともに、経済環境の変動に強い地域経済を確立していくためには、太平洋側と日本海側及び東日本と西日本を結ぶ中部圏の地勢を踏まえ、人・物の流れを拡大する高規格道路ネットワークをはじめとした広域的な交通基盤の整備を推進する必要がある。

また、近年、令和2年7月豪雨などの災害が、経済活動へ大きな影響を及ぼしていることから、激甚化・頻発化する豪雨災害や、発生が危惧されている南海トラフ地震などへの備えとして高規格道路ネットワークの機能強化及び多重性・代替性確保は国土強靱化の観点から極めて重要である。

こうした中、令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、令和3年4月には、国土交通省により「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」が策定されたところであり、これに基づき災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築していく必要がある。

さらに、ポストコロナ社会の「新たな日常」を支えるためにも、生活や経済活動を支えるインフラとして高規格道路ネットワークの構築が必要である。

加えて、高規格道路ネットワークのストック効果を最大限に発揮し、観光産業の基幹産業化など地域の活性化を図っていくためにも、大都市圏の環状道路ネットワークをはじめとする高規格道路と重要な空港・港湾とを連絡するアクセス道路など中部圏全域の基幹的な道路を早期に整備することが肝要である。

については、次の事項について、特段の措置を講じられるよう提言する。

1 太平洋側と日本海側及び東日本と西日本を結ぶ中部圏の地勢を踏まえ、高規格道路等のミッシングリンクの解消、暫定2車線区間の4車線化、ダブルネットワーク機能をさらに充実させるための6車線化等の、広域的な交通基盤の整備を推進するとともに、事業中の区間については、一日も早い開通を目指した整備を図ること。

2 南海トラフ地震や激甚化・頻発化する豪雨災害などにおいて、高規格道路の機能の維持並びに代替迂回路を確保するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」に基づく取組を推進し、災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築を図ること。

- 3 大都市圏の環状道路ネットワークをはじめとする高規格道路と重要な空港・港湾とを連絡するアクセス道路等の早期整備を図ること。
- 4 中京圏の新たな高速道路料金の導入によって確保する財源により、高速道路を賢く使うための前提となるネットワークの整備、渋滞の解消を早期に図ること。
- 5 高規格道路ネットワーク等の道路整備が計画的かつ着実に実施されるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算を十分かつ安定的・継続的に確保すること。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって影響を受けた物流・観光等の経済活動復興のための道路交通網の更なる整備を推進すること。
- 6 新広域道路交通計画に基づき、重要物流道路を計画路線を含めて指定し、高規格道路ネットワークの強化及び重点整備が図られるよう、地方の意見を十分に反映すること。

2 北陸新幹線の早期全線整備について

北陸新幹線は、高速交通体系の中軸として国土の均衡ある発展に不可欠なものであり、沿線地域の飛躍的な発展を図るうえで極めて大きな効果をもたらすものである。

実際に、金沢開業以来、長野・金沢間の乗車人員が開業前の3倍近い高い水準が続いてきたほか、移動時間の短縮やビジネス・観光の交流促進などに大きな効果をもたらしてきたことから、収支採算性に優れた路線であることが証明された。

また、東日本大震災を契機に、災害時における交通機能の重要性が改めて確認され、多重系の輸送体系の確立による災害に強い強靱な国土づくりがこれまで以上に求められる中、北陸新幹線は、これまでの大雪の際も、ほぼ通常どおりの安定運行が図られるなど、雪害等に強く、国土強靱化に資することが証明されたところである。

このような観点から、大規模災害時等においては東海道新幹線の代替補完機能を有するとともに、東北・北陸・関西・山陰などをつなぐ日本海国土軸の形成に必要不可欠な国家プロジェクトである北陸新幹線に求められる役割がこれまで以上に大きくなっている。

こうした中、敦賀・大阪間について、令和元年5月に環境アセスメントが開始され、手続きが進められてきた一方で、令和4年度末の開業を目指してきた金沢・敦賀間の工期が1年遅延し、事業費が再び増加する事態となった。

国土交通省では、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームの決議を受け、昨年12月16日に「北陸新幹線の取扱いについて」を示したところであり、今後、金沢・敦賀間の整備を着実に進めるとともに、敦賀・大阪間を一気に整備し、沿線住民の長年の悲願である北陸新幹線のフル規格による全線整備が一日も早く実現されるよう、次の事項について格段の配慮をされるよう提言する。

- 1 現在建設中の金沢・敦賀間について、令和5年度末までの開業を確実に実現すること。その際、国による適切な監督の下、工事工程や事業費の管理を徹底するとともに、沿線の地方自治体に対し、適時・適切にかつ分かりやすく情報提供を行うこと。

加えて、金沢・敦賀間の開業に向けたまちづくりや観光など様々な取り組みに対し、工期遅延に伴う対策も含め、必要な支援を行うこと。

また、関西・中京圏等と北陸圏との間の円滑な流動性を図るため、敦賀

駅等における乗換利便性を確保するとともに、在来線特急の運行本数の維持・拡大など、関西・中京圏等とのアクセス向上を図ること。

- 2 敦賀・大阪間について、「北陸新幹線の取扱いについて」で「12月15日の与党PTの「敦賀・新大阪間を令和5年度当初に着工するものとする」との決議の内容を重く受け止め、関係機関と調整して着工5条件の早期解決を図る。」とされたところであり、沿線地域の意見を踏まえながら、環境アセスメントを地元調整も含め丁寧かつ迅速に進め、あらゆる手段を尽くして、北海道新幹線札幌開業（令和12年度末）頃までに大阪までの全線整備を図ること。
- 3 これらを実現するため、収支採算性に優れた北陸新幹線の事業費として上記「北陸新幹線の取扱いについて」等を踏まえ、金沢・敦賀間の建設財源を十分に確保するとともに、敦賀・大阪間への着工を見据え、新幹線への公共事業費の大幅な拡充・重点配分、貸付料財源の最大限の確保（前倒し活用や算定期間の延長等）、既設新幹線譲渡収入や鉄道・運輸機構の特例業務勘定の利益剰余金の活用、必要に応じ財政投融资の活用等により必要な財源を早急に確保され、整備スキームを見直すこと。
- 4 地方負担については、沿線の地方自治体に過度の負担が生じないように、より一層のコスト縮減や、国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講ずるとともに、各県への停車の配慮など負担に見合う受益の確保を図ること。
- 5 北陸新幹線開業に伴う並行在来線は、従来にはない長大な区間であり、地域住民の交通手段であるとともに、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送のリスク分散の観点から極めて重要な貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担っている。こうした並行在来線の初期投資に係る地方負担に対しては、財政措置が講じられているが、既に経営が分離されている第3セクターも含め、並行在来線が健全に経営できるよう、引き続きこれまでの枠組みの再検証・見直しを行い、JRからの協力・支援のあり方や並行在来線の赤字解消相当分も含まれている貸付料の活用、令和13年度以降の貨物調整金制度の見直しへの対応など幅広い観点からの財源確保の方策も含め、法制化の可能性も視野に入れ、新たな仕組みを早急に構築するとともに、老朽化した車両の更新など設備投資に係る支援制度の拡充

や予算枠の確保など、支援施策の充実を図ること。

また、金沢・敦賀間の工期遅延によって発生する並行在来線の追加経費については国が責任を持って適切な支援措置を講ずること。

6 北陸新幹線敦賀以西の整備に伴う並行在来線の経営分離については、自治体の意向を十分尊重すること。

7 以上、北陸新幹線の整備促進、並行在来線への支援、地方負担の軽減等の諸課題に対応するため、公共事業費の拡充・重点配分、JRからの貸付料の活用など、幅広い観点から十分な財源を確保すること。

3 リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と一日も早い全線開業の実現について

リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪間の時間距離を大幅に短縮し、関東、中部、近畿の各地域間の交流・連携を一層強化させ、人口約7,000万人のスーパー・メガリージョンを生み出すことにより、日本の発展を強力に促進する極めて重要な社会基盤である。

現在、東京・名古屋間において全国新幹線鉄道整備法に基づく工事实施計画が認可され、様々な課題解決を図りながら建設工事が進められているところであり、まずはこの区間の事業を着実に進め、次なる名古屋・大阪間事業への着手、一日も早い全線開業へと確実につなげていく必要がある。

また、名古屋まで先行開業する2027年を見据え、リニア効果を中部圏において最大化させるための取組を並行して進める必要がある。

一方で、リニア中央新幹線は、東京・大阪間の全線が開業してこそ機能が完全に発揮される事業とされているが、名古屋・大阪間はルートや駅位置が未だ確定していない状況にある。

経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）において、全線の駅・ルートの公表に向けた連携、協力を行うことや、新大阪駅におけるリニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗継利便性の観点から、新幹線ネットワークの充実を図ることが位置づけられており、これらの考え方に基づいて国、事業者、沿線地域の連携体制を築き、一日も早い全線開業とスーパー・メガリージョンの形成に向けた取組を強力に進める必要がある。

そこで、リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と一日も早い全線開業の実現に向けて、次の事項を強く提言する。

- 1 一日も早い全線開業の実現に向け、まずは、東京・名古屋間について、工事实施計画に基づき、事業が着実に進むよう、必要な支援及び措置を講じること。
- 2 東京・名古屋間の開業と同時に、中部圏においてリニアインパクトが最大限発揮されるよう、リニア駅を核とした広域交通ネットワークの整備等に取り組むとともに、駅周辺のまちづくりに関する支援など、地方創生に資する施策を積極的に講じること。
- 3 名古屋・大阪間の環境影響評価の円滑な実施、ルート及び駅位置の早期確定

に向けた準備を連携、協力して進めるとともに、ターミナル駅早期着工の実現を図るための支援に取り組むこと。

4 北陸・中京間の鉄道アクセス向上による鉄道ネットワークの充実について

北陸圏と中京圏はこれまで、鉄道や道路などの交通基盤整備の進展により、人流・物流両面での強い結び付きのもとに発展してきた。

また、両圏域では、広域的な地域間の交流・連携を強化し地域の活性化を図る観点から、令和5年度末に敦賀開業となる北陸新幹線、令和9年に名古屋開業となるリニア中央新幹線など、高速交通体系を形成する新幹線の整備が進められている。

これらは、わが国の新たな国土の大動脈として、経済社会を支え、東京・大阪間の多重系化による災害に強い国土の形成、ゆとりある生活の実現に大きく貢献するとともに、国土の発展を促進する極めて重要な社会基盤である。

今後、これらの新幹線の整備効果を十分発揮させるためには、在来線との結節性の強化及び在来線の機能強化を図り、早く、便利に、快適に移動できる鉄道ネットワークを整えていく必要があることから、次の事項を提言する。

- 1 鉄道ネットワークが全体として高い機能を発揮できるよう、北陸新幹線敦賀開業時における敦賀駅発着の新幹線と乗り継げる特急しらさぎの運行本数の維持・拡大など、新幹線と在来線の接続向上や在来線における鉄道会社間の直通運転などを図ること。**
- 2 北陸新幹線敦賀開業により、敦賀駅において乗換えが発生することに加え、北陸・中京間で利用者の料金負担の増加が見込まれるため、その軽減を図ること。**
- 3 交通系ICカードについて、鉄道の利便性向上のため、利用エリアの拡大やエリアまたぎに必要なICカード対応自動精算機の設置等、広域的に利用できる環境が整備されるよう対策を講じること。**

5 中部国際空港の二本目滑走路の整備を始めとする機能強化について

中部国際空港は、2005年の開港から17年目を迎え、国際拠点空港として、我が国の航空輸送発展の一翼を担い、モノづくりを中心に我が国の経済をけん引する中部地域の重要な社会インフラとして、国内外のヒト・モノの交流に大きく貢献している。

近年の旺盛なインバウンド需要に加え、これまでの地域一丸となった利用促進活動やエアポートセールスの成果もあり、2019年度の航空旅客数は1,260万人、発着回数は11.3万回となり、いずれも過去最高を更新した。

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度（速報値）の航空旅客数は202万人、発着回数は4.2万回となり、いずれも過去最低を記録するなど、依然として非常に厳しい状況が続いている。

中部地域には、名古屋城や世界遺産である白川郷・熊野古道を始め、外国人にも人気が高い観光資源が豊富に存在するほか、2022年のジブリパークの開業、2026年には第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）の開催も予定されている。

このように、当地域は、これまで以上に国内外から多くの人を呼び込むことができるポテンシャルを有しており、中長期的には、航空需要が確実に伸びていくことが見込まれていることから、国際拠点空港として中部国際空港が果たす役割は、より一層重要なものとなってくる。

一方で、現滑走路は、供用開始から既に16年が経過しており、近い将来、大規模改修が必要となることに加えて、今後の航空需要の拡大により、滑走路等のメンテナンス時間の確保も大きな課題となってくる。

当地域は首都圏と関西圏の中間に位置し、また、鉄道・道路・港湾など、広域的な交通、物流ネットワークの結節点であることから、中部国際空港が名古屋港とともに、社会インフラとして代替・補完機能を併せ持つことは、国土強靱化の観点からも大変重要である。

リニア中央新幹線の開業に伴うインパクトを最大限生かし、首都圏の需要を取り込んでいくだけでなく、その後の全線開業に伴うスーパー・メガリジョン形成を見据え、我が国の成長エンジンの一翼として、社会・経済活動のグローバルな交流を支える国際拠点空港としての役割を十分に発揮していくためにも、二本目滑走路は必要不可欠である。

こうした中、国土交通省が計画している「中部国際空港沖公有水面埋立事

業」については、漁業者の理解が得られるなど、2021年度の工事着工が見えてきたところである。

地域としては、新型コロナウイルス感染症対策の推進に努める一方、経済のV字回復はもちろんのこと、さらなる需要拡大に向け、地元自治体、経済界、空港会社などが一致団結し、関係者と連携して、利用促進を強力に進めていく。

国においても、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けている航空・観光関係事業者の事業継続に向けた支援を確実に実施していただくとともに、次の各項目について格別のご配慮を賜るよう提言する。

- 1 地域と連携して二本目滑走路の整備を始めとする空港の機能強化に向けた検討を進めるとともに、必要な措置を講じること。**
- 2 インバウンド旅客のV字回復やさらなる増加に向けて、航空需要拡大の取組を一層推進すること。**
- 3 インバウンド旅客への対応、テロ対策及び防疫強化のため、先進的な保安検査機器の導入を進めるとともに、C I Q（税関・出入国管理・検疫）の充実・強化に取り組むこと。**
- 4 空港利用者の利便性向上及びF I T（個人の外国人旅行者）の取込拡大にしっかり対応するため、引き続き、東海三県始め中部地域の主要都市、観光地から空港への道路・鉄道等のアクセスの充実に取り組むこと。**

6 地方創生の実現に向けた国際・広域観光の振興について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、観光関連産業においては、訪日外国人旅行者数が大幅に減少するなど大変厳しい状況にある。こうした中であっても、中部圏には、歴史的景観、国立公園をはじめとする美しい自然、都市観光、産業観光、海洋資源、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の観光資源が豊富に存在するなど、中部圏は国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域であり、その魅力を観光資源として磨き上げ、世界から選ばれる、魅力ある観光地域づくりを積極的に行っていく必要がある。

今後とも、中部圏が、「高い潜在力を活かした国際観光文化立圏」として、広域観光周遊ルートの形成や地域の観光資源の世界レベルへの磨き上げ、国内外からの交流人口の拡大を目指していくためには、新幹線、圏域の道路、港湾、空港などの社会資本を整備していくことが国土強靱化と地方創生の観点からも重要である。

こうした中、国においては、令和元年12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これまで進められてきた第1期総合戦略の成果と課題等を踏まえ、『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現』と、『「東京圏への一極集中」の是正』を共に目指すこととした。国際・広域観光の振興は、国内外からの交流人口の増加と消費の拡大による地方への需要創出につながるなど、まさに、国政の重要テーマである地方創生を実現するための大きな鍵となる。

また、平成31年1月から徴収が始まった国際観光旅客税を財源とし、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が図られているところである。

中部圏知事会では、こうした実情を踏まえ、平成26年度に「中部圏における国際・広域観光の振興に関する宣言」、平成30年度には「東京2020オリンピック・パラリンピックを見据えた訪日外国人誘客・広域観光に関する宣言」を採択し、国際・広域観光の振興に向けた取組を強力に推進していくことを宣言したところである。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を見極めた上で、国内外の観光需要回復に向けた大規模な取組を推進するべきであり、併せて、東京2020オリンピック・パラリンピックや、今後の第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）の開催を契機に、世界中に向けて中部圏の魅力が強力かつ戦略的にアピールしていくことが重要である。

については、地方創生の実現に向けた国際・広域観光振興施策の推進のため、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 魅力ある観光地域づくりと国土強靱化・地方創生のための社会資本の整備推進

- (1) 北陸新幹線、リニア中央新幹線の整備推進を図ること。
- (2) 広域観光や交流人口の拡大に資する高規格道路等の整備推進を図ること。
- (3) 「クルーズ500万人時代」実現に向けた港湾の機能強化を図ること。
- (4) 外国人旅行者等の受入体制の充実及び国内外の航空ネットワーク強化に向けた空港の機能強化を図ること。

2 「訪日外国人旅行者2030年6,000万人時代」に向けた訪日観光客の円滑な受入れ体制・環境の整備

- (1) 空港及び港湾におけるC I Q体制の充実・強化及び迅速化を図ること。
- (2) 繁忙期における外国人旅行者向け貸切バスの確保対策を講じること。
- (3) 広域周遊パスの充実に対する支援を拡充すること。
- (4) 多言語表記や無料公衆無線LAN環境の整備促進に係る支援を拡充すること。
- (5) 訪日外国人旅行者の入国時における海外旅行保険加入の促進を図ること。

3 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を見極めた上での国際観光交流を一層促進する取組の強化

- (1) 国において戦略的な訪日プロモーションを実施するほか、地方部への分散化を図る取組を推進すること。
- (2) 地域の観光資源を活用したプロモーション事業を推進するための所要額を確保すること。また、地方が連携して実施するインターネットの活用を含めた海外での観光プロモーション事業への予算配分を拡充すること。
- (3) 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業の予算配分を拡充すること。
- (4) 大幅な成長が期待できる重点市場への戦略的な訪日プロモーションや冬季プロモーションに対する支援を拡充すること。
- (5) 海外へのクルーズプロモーションを強化すること。
- (6) 国際会議等M I C Eの誘致のための支援を拡充すること。

4 地域づくりの取組と連携した地域の観光資源の磨き上げなど、魅力ある観光地域づくりの推進

- (1) 歴史的景観、国立公園をはじめとする美しい自然や伝統文化等の地域の観光資源の磨き上げや、多言語解説整備など、観光地域づくりに対する支援を拡充すること。
- (2) 広域的な二次交通の運行に対する支援制度や、観光地への多様なモビリティの導入に対する支援制度を創設・拡充すること。
- (3) 県域全体の観光地域づくりの舵取り役を担う観光地域づくり法人(DMO)が専門人材を確保し、継続的・安定的な運営を行うため、特段の財政措置を講じること。

5 国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く、創意工夫が活かせる交付金等による地方への配分

7 アジア競技大会の開催に対する支援について

愛知・名古屋では、2026年に第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）が開催される。

アジア競技大会は、アジア45カ国と地域が参加するアジア最大のスポーツの祭典であり、第二次世界大戦後まだ間もない1951年、戦禍によって引き裂かれたアジア諸国の絆を、スポーツを通じて取り戻し、アジアの恒久平和に寄与したいとの願いを込めて始まり、日本での開催は、東京、広島に続き3回目となる。

第20回アジア競技大会の開催は、スポーツ界にとって、東京2020オリンピック・パラリンピックの次なる大きな目標となり、日本全体のスポーツの発展に寄与するものである。また、拡大するアジアとの交流を一層深め、中部圏の交流人口の拡大や国際競争力の向上などに寄与し、さらには、日本全体の成長にも貢献するものである。

アジア競技大会を地域活性化につなげるためにも、日本全体で盛り上げ、是非とも大会を成功させなければならない。

については、下記の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 国との連携を強化するため、組織委員会等に対し、国職員等を派遣すること。
- 2 競技会場の整備・改修及び大会運営などに対するスポーツ振興くじ（toto）や宝くじなどによる支援を行うこと。
- 3 本大会の開催を国内外で周知するため、国として積極的な広報に努め、機運醸成を図ること。
- 4 東京2020オリンピック・パラリンピックに引き続き、本大会で活躍できる選手の育成に努めること。

8 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催への支援について

我が国最大のスポーツの祭典である国民体育大会・全国障害者スポーツ大会は、各都道府県の持ち回りで開催されており、地方におけるスポーツ振興に果たす役割は大きい。

スポーツ基本法において、国民体育大会は（公財）日本スポーツ協会、国、開催地都道府県が共催、また全国障害者スポーツ大会は（公財）日本障がい者スポーツ協会、国、開催地都道府県が共催し、国は両大会の円滑な実施および運営に資するため、開催地都道府県に対し必要な援助を行うものとされている。

しかし、施設整備を含む、開催経費の大部分が開催地都道府県と各競技会場地市町村の負担となっており、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たず、全国的に財政状況が厳しい中、開催地の地方自治体においては人的・財政的負担は依然として大きいものとなっている。

こうした中で開催される東京2020オリンピック・パラリンピックは、多くの国民に夢と希望をもたらすものであり、スポーツに対する国民の関心の高まりも期待される。この好機を捉え、スポーツ立国の実現を目指す上で、地方におけるスポーツ振興の基盤整備は国全体で取り組むべき喫緊の課題である。

また、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催に必要な競技用具の購入・借用とともに、今後の大会運営に求められる感染症対策について、一定の財政措置が図られたものの、開催県にとって、大きな負担となっている。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 大会運営費に対する支援を充実するとともに、施設整備費に対し、スポーツ振興くじ（t o t o）助成や学校施設環境改善交付金、社会資本整備総合交付金などの支援の拡大・充実を図り、これらの支援に必要な予算を確保すること。**
- 2 地方債の充当率の拡充や地方債の元利償還金に対する地方交付税措置を充実すること。**
- 3 ウィズコロナ時代における新たな国体・障スポ大会の開催やPCR検査などの感染症対策に要する経費に対する財政支援を行うこと。**

9 地震・風水害対策等の推進について

本年2月に福島県沖を震源とする東日本大震災の余震とされる大規模地震が発生し、津波被害はなかったものの、地震の揺れにより住宅や交通施設等が被災した。

また、令和2年7月豪雨では、九州地方を中心に、西日本から中部、東北地方などの広範囲にわたって大規模な河川の氾濫や土砂災害など各地で甚大な被害が発生した。

近年、我が国は毎年のように様々な災害に見舞われており、地方公共団体においては、突然発生する大規模自然災害に備え、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国と一丸となって国土強靱化に取り組み、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

このため、中部圏知事会としても、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震・津波対策等を推進していくことが必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 地域の国土強靱化の取組への支援

国土の強靱化を中長期的な視点に立って、更に強力に進めていくため、国土強靱化地域計画に盛り込まれた事業の着実な推進が図られるよう、5か年加速化対策に基づく、財政上の支援措置の充実を図るとともに、必要な予算・財源を当初予算において安定的に確保すること。

また、防災・減災機能を充実させながら、「沿岸・都市部」と「内陸・高台部」の資源を生かし、産業の創出・基盤整備を行い、安全・安心で魅力ある地域づくりを実現するための規制緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

2 地震・津波対策の充実・強化

- (1) 地方公共団体が、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」に基づく事前避難等の防災対応を実施するにあたり、実効性を担保するための財政上の支援措置等を講じること。

南海トラフ地震臨時情報に対して、住民が正しい理解のもと適切な行動が取れるよう、国において丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体を実施する啓発に対して支援を行うこと。

- (2) 液状化対策、防潮堤・防災林の整備、高規格道路など主要幹線道路の

整備予算の確保、緊急輸送ルートとなる道路ネットワークなどの整備等、大規模建築物の耐震化、大規模な広域防災拠点等の機能向上、高速道路の高架区間等における緊急避難場所整備、消防団等の地域防災力充実強化、高台への移転など、事前に防災や減災に資する対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。

- (3) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定を促進し、同法の実効性を高めるため、施設の安全性確保対策や区域指定による人口流出及び風評被害等の防止対策へ財政上の支援措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた対策が円滑に進むよう、関係省庁の連携を強化すること。
- (4) ゼロメートル地帯においては、地震による液状化の影響で河川・海岸堤防等が沈下・損壊し、地震直後に浸水が始まることで、被害が甚大となるおそれがあることから、河川・海岸堤防等の強化に対し特段の財政措置を講じること。
- (5) 太平洋側のみならず、日本海側も含め早急に地震・津波に関する観測体制の充実・強化を図るとともに、地震・津波に関する調査・研究を推進すること。
- (6) 消防防災ヘリコプターの安全対策を充実するため、2人操縦士体制の維持、安全管理体制の強化等に係る費用への財政支援を拡充すること。
また、ヘリコプター操縦士を安定的に確保できるよう、防衛省をはじめ関係省庁と連携し、自衛隊OBの採用や操縦技能の向上を支援する仕組みを早期に構築すること。
- (7) 若年世代をはじめとした防災人材を育成するため、地方公共団体が行う取組に対して、過去の災害の教訓を伝える講師の確保や教材の提供等の支援を行うとともに、啓発活動支援の推進を図ること。
- (8) 平時のみならず、土砂災害、河川氾濫、津波などの災害時においても、医療機関の機能が確実に発揮されるよう、国として、当該施設を新たに設置又は移転する場合における立地基準や地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針を示すこと。
- (9) 南海トラフ地震等による大規模災害から速やかな復旧・復興を図るため、地籍調査の迅速かつ重点的な実施を可能とする制度が求められていることから、国庫補助率の引上げ等、制度の拡充を図ること。
- (10) 公共事業による用地測量の成果を活用することで、地籍調査未実施地域における地籍整備が図られるため、この取組が促進されるよう補助制度を拡充すること。

3 災害に強い電力供給体制の充実・強化

災害に強い電力供給体制の構築に向け、電気事業者に対し適切な指導を行うとともに、地方自治体が行う支障木の予防伐採に対する財政支援、非常用電源の確保に対する支援等の充実を図ること。

4 災害時における物流体制及び事業継続体制の充実・強化

(1) 発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めるとともに、無電柱化を推進するための財政支援を図ること。

(2) 自然災害や感染症などのリスクへの対応が、中小企業・小規模事業者においても非常に重要となっていることから、中小企業等に対する事業継続計画（BCP）策定へのインセンティブを拡充すること。

5 避難所等の運営体制の充実・強化

(1) 自主防災組織が自助・共助の機能を発揮し、市町村と適切に役割分担を行い、また男女共同参画の視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政上の支援措置を講じること。

(2) 障害者、高齢者及び妊産婦・乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、施設や資機材・物資の整備等に係る財政上の支援策及び福祉人材の派遣などの支援に関する制度上の整備を講じること。

また、福祉避難所として多くの避難者を受け入れる社会福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症の発生リスクを抑え、避難者や利用者の健康を守るため、福祉避難所で受け入れを行うに当たって、特に注意が必要な要配慮者等に対し、必要な場合に迅速にPCR等検査を実施できる体制の整備を進めるとともに、実施に当たり必要となる経費について必要な財政措置を講ずること。

(3) 増加する外国人へ対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の多言語による発信や災害時の避難所における通訳の確保や食文化への配慮等について財政面も含めて地方公共団体が進める災害時の外国人支援への取組への支援策を講じること。

- (4) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費、資器材の購入等の基盤整備費用及び災害ボランティアの活動環境整備費用について、災害救助費の対象とすること。
- (5) 避難所における感染防止対策を図るために有効な間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者を受け入れる施設の整備・拡充に必要な財政措置を継続すること。
また、避難所における「3つの密」を避けるため、避難所の確保に向けてホテルや旅館、民間施設及び教育関係施設等の理解や協力が得られるよう、関係団体に働きかけるとともに、避難所として使用した際に必要となる費用に対し、必要な財政措置を継続すること。
- (6) 避難所や在宅の避難者の二次的な健康被害の発生を防止する上で、保健活動や福祉支援は必要不可欠であることから、災害救助法を含めた法的な支援として明確に位置づけること。

6 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (3) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。

7 被災者生活再建支援の充実・強化

- (1) 被災者生活再建支援制度の支援金支給対象について、当該制度が適用される災害に際しては、被災区域全域を対象とすること。
また、損害割合20%台の半壊を含め、半壊全てを支援対象とするよう、引き続き検討すること。
- (2) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。
- (3) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入のための技術支援及び財政支援を行うこと。
- (4) 被災者の生活再建に伴うストレスや悩みに対応するため、精神科医、

弁護士等の専門家によるワンストップ相談（総合相談会）の実施に必要な支援を行うこと。

8 風水害対策の充実・強化

- (1) 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害・土砂災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方にに基づき、地方自治体が実施する河川、海岸、砂防、ため池及び治山などの施設整備・改築及び荒廃森林の整備などのハード対策や、ハザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

また、洪水氾濫と土砂災害、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

- (2) 河川整備を促進し、抜本的な治水対策を進めるとともに、洪水時の災害対応を迅速かつ的確に行うため、水系一貫管理の原則に基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大河川のいわゆる中抜け区間等について、想定される被害の規模や地域の実情に応じ、国による一元管理とすること。
- (3) 大規模な洪水に備えた緊急時における流域全体での洪水調整を国が実施すること。
- (4) ダム等の堆砂については、ダム管理者による対応が原則であるが、地形や気象などの要因により、ダム管理者による対応だけで解消することが困難であり、洪水等災害発生のおそれがある場合、総合的な土砂管理の観点から、積極的に支援すること。

また、国が設置許可したダムについては、ダム管理者に対し、防災上の適切な指導を行うこと。

- (5) 警戒レベルを用いた避難情報の発令について、住民が正しく理解し、適正な住民の避難行動につながるよう、一層の周知啓発を図るとともに、取組への支援を行うこと。
- (6) 公共施設等の災害復旧事業について、制度の拡充や財政措置、人的支援等の充実強化を図ること。
- (7) 国立公園で発生した自然災害については、早期に利用再開が図られるよう、管理者である国が主体的に関係者間の調整を図るとともに、応急対応や復旧事業の実施、公園利用者への周知等を実施すること。

また、国立公園の多くを占める国有林において、治山事業や流木除去の実施など、適切な管理を国において積極的に行うこと。

9 火山防災対策の強化について

- (1) 火山活動に対する監視・調査研究体制の充実に国が積極的に関与するとともに、地方公共団体が取り組む火山活動の監視・調査研究体制の整備や運営、火山噴火緊急減災対策砂防計画におけるハード対策等に対する人的及び財政的な支援を行うこと。
- (2) 火山防災マップの作成、避難計画の策定等の火山防災対策に関する財政的支援を拡充するなど、火山防災体制の整備を行うこと。
- (3) 火山活動に対する噴火警戒レベルを適切に見直すとともに、登山者等に対する効果的、確実な情報提供方法等について検討し、情報発信の強化を図ること。

また、携帯電話不感地帯において、登山者等へ確実かつ迅速な情報伝達ができるよう電波通信状況の改善等を促進すること。

- (4) 退避壕や退避舎等の安全確保施設の整備については、国と地方公共団体の役割分担と国による財政負担を明確にし、設置に係る補助金等の拡充を図ること。

また、避難施設としての山小屋等における壁・柱など屋根以外の安全性を高めるための機能強化、サイレン等の整備に対する財政支援措置を拡充すること。

- (5) 山中における防災上の危険性等を示す広告物については、登山者等が認識しやすい色彩や形状を認めるなど、自然公園法に基づく基準の見直しを行うこと。
- (6) 「登山届」の提出の促進など、登山者の迅速な把握に向けた取組を推進し、登山者の安全確保対策を強化すること。

10 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

- (1) 原子力発電施設に係る新規規制基準については、現在も続く福島第一原子力発電所事故の原因究明の検証結果を踏まえるとともに、絶えず国内外の最新の知見を収集し、その都度、適切に規制基準に反映させること。

また、断層調査・評価を含む新規規制基準への適合性に係る審査及び運転期間の延長に係る審査に当たっては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策について、厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示するこ

と。

(2) 今後、高経年化等により見込まれる原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。

(3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。なお、UPZ外の地方公共団体においても必要に応じ緊急時に円滑な防護対策を可能とするため、国の責任において環境放射能水準調査のモニタリングポストを増設するなど、事前の対策について改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避について、長期にわたる場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。

(4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

(5) 地方公共団体の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。

(6) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、PAZの内外にかかわらず必要な支援を行うこと。なお、配布体制の整備に当たっては、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行い、住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に示すこと。

- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。
- (8) 上記(1)～(7)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう最大限の努力をすること。

10 交通インフラにおける広域的な雪害対策強化について

令和3年1月7日からの大雪では、北陸自動車道において最大1,600台の車両が滞留、東海北陸自動車道では一時約260台の車両が滞留するなど、日本海沿岸から内陸部の県にかけて広く長時間にわたる通行止めや渋滞、滞留が発生し、学校の休校や企業の休業、物流の停滞など、県民生活に多大な影響を及ぼす事態となった。

中部地域は、東日本と西日本をつなぐ国土の要衝であり、道路や鉄道などの交通インフラにおいて、国として豪雪などを想定した万全の対応を図る必要がある。

大雪時においても国土軸として道路交通を確実に確保するためには、広域的な道路ネットワークの整備、主要幹線道路の4車線化、除雪機械の機動力増強などが極めて重要である。

また、国でとりまとめが進められている「大雪時の道路交通確保対策」の基本的な考え方である「人命を最優先に、幹線道路上の大規模な車両滞留を徹底的に回避する」を具体化していくため、今後、ハード・ソフト両面において新たな取り組みを進めていく必要がある。

加えて、大雪時においても公共交通機関としての使命を果たすよう、地域鉄道事業者の除雪体制強化に対する支援も必要である。

については、除雪体制を抜本的に強化し、大雪に対し強靱な交通を確保するため、次の事項について格段の配慮をされるよう提言する。

- 1 中部地域における自動車交通網を複軸化する中部縦貫自動車道や能登半島における自動車交通網を確保する能越自動車道について、早期全線整備を実現し、北陸自動車道・東海北陸自動車道・長野自動車道をつなぐ広域的な迂回ルートを形成すること。**
- 2 大雪時において大規模な渋滞を回避し物流ネットワークを確保するため、東海北陸自動車道等の高規格道路における暫定2車線区間の4車線化、および高規格道路の通行止めにより車両の流入が想定される国道8号等の直轄管理国道についても4車線化の整備を進めるとともに、消融雪設備の増強、スタック車両を救助する機械や待避所を確保すること。**
- 3 除雪体制の強化や自治体および道路利用者への迅速な情報提供、交通全体のオペレーション改善など抜本的な対策を講じるとともに、国・高速道**

路株式会社等の関係機関による広域的な協力体制の一層の強化を図ること。また、集中降雪時に行われる計画的・予防的通行止めは、人命最優先の観点から車両滞留や事故を未然に防ぐものである一方で、社会経済活動に大きな影響を与えることから、除雪車両を追尾させることによる緊急車両等の通行確保等の取組や、一路線を先行して集中除雪するなど通行止めの早期解除に最大限取り組むこと。

- 4 大雪時に降雪地域外からオペレーター一付き除雪機械を機動的に派遣するなどの広域支援体制を構築すること。
- 5 高速道路や主要国道等について、通行止めなどの交通規制情報や積雪などの路面状況、渋滞や滞留時間などの道路交通情報を広域かつ一元的にリアルタイムで物流事業者や荷主、運転者に知らせる仕組みを構築するとともに、予防的通行止め等により広域的な道路が通行止めとなる場合は、広域的な物流を支える長距離トラックなどを適切に誘導し、迂回につながるよう情報発信をすること。
- 6 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、雪害対策を対象事業として拡充するとともに、大雪に対し強靱な道路ネットワークを構築するための対策に重点的な予算措置を行うこと。
- 7 豪雪地帯を運行する地域鉄道事業者の除雪体制を強化するため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の国庫補助率（1／3）のかさ上げを行うこと。
- 8 「一層の警戒を呼びかける大雪情報」や「顕著な大雪に関する気象情報」については、住民が適切な行動をとれるよう、改称も含めて検討し、分かりやすく情報提供すること。

11 希望がかなう少子化対策について

現在、我が国の少子化はとどまる気配はなく、国の閉塞感につながる危機的な状況は深刻さを増している。2019年の合計特殊出生率は1.36となり、出生数も約86万5千人で過去最少を記録するなど、我々の予想を上回るペースで少子化が進んでいる。少子化対策は、人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正する地方創生の取組を深化させるとともに、国民一人ひとりが活躍できる社会づくりを進める上で重要である。政府は、低所得者向けの新婚生活に対する経済的支援や、不妊治療の支援の拡充、子ども・子育て支援の強化などに取り組んでいるが、「国民希望出生率1.8」の実現に向けて、結婚、妊娠、出産の希望をかなえ、安心して子育てができる環境の整備が必要である。

政府が定めた第4次少子化社会対策大綱では、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子どもを持てる社会をつくることを、少子化対策における基本的な目標として掲げており、社会情勢の変化等を踏まえた、令和の時代にふさわしい少子化対策として、結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境の整備などを推進するとされている。

少子化対策の取組は、都市と地方の違いはもちろん、その地域の実情に応じてアプローチが異なることから、地方自治体が地域の実情に応じた少子化対策に取り組めるよう、財源確保も含めた支援が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、出会いの機会の減少や不妊治療の延期・中断、経済状況の悪化など、結婚や妊娠・出産、子育ての当事者は大きな不安を抱えているなか、結婚の希望がかない、安心して子どもを生み育てられる環境整備の重要性が高まっている。さらに、テレワークやワーケーションなどの多様な働き方やオンライン教育などの普及は、住まいや仕事、教育における「場所」の制約を無くし、首都圏への一極集中解消等、都市と地方の関係を大きく変える可能性があることから、地方創生推進の観点からも、地方の子育て環境の充実に国を挙げて取り組んでいく必要がある。

少子化対策は待ったなしであり、早急に具体的な施策の立案や「国民希望出生率1.8」を実現するため、次の事項について提言する。

1 Children Firstのためのこども庁

- (1) 現在、国において、検討が進められている「こども庁」においては、真に子どものためになる再編を行い、子どもに関する課題の網羅的・一

元的把握と各分野における子ども関連政策について、縦割りを克服し省庁横断の一貫性を確保するための総合調整等を担うとともに、十分な権限を確保した実効性ある組織とすること。

- (2) また、国において子どもに関する施策を一元化する際には、施策の実施の多くを担う地方の意見を取り入れ、地方においても一貫した執行体制で子ども施策を執行できるよう、必要な見直しを行うこと。
- (3) さらに、新たな組織においても、子ども関連施策の実効性を引き続き確保するために地方が必要とする予算や人材等を十分に確保すること。

2 きめ細かな少子化対策を講じるための安定した財源の確保

- (1) 出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源確保に努めるとともに、社会全体で支える持続可能性の高い制度の構築に向けて検討を行うこと。
- (2) 「地域少子化対策重点推進交付金」について地域の実情に応じた結婚支援等の取組を継続・強化して実施できるよう予算規模の拡充と運用の弾力化に努めること。

3 子育てに関する経済的支援の充実

子育て家庭の生活の安定への寄与、次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、子どもの数や所得水準等に応じた効果的な給付のあり方を検討した上で、児童手当の給付の拡充を図ること。さらに、地方自治体の財政的負担が増加することのないよう国の責任において、制度の拡充に必要な財源の確保に努めること。

4 ライフデザイン教育の推進

小中高の児童生徒、大学生や企業の若手社員等が、妊娠・出産の適齢期や不妊などに関する医学的な知識を持つとともに、家族の大切さなどについて考えるきっかけとなるよう、ライフデザイン教育・キャリア教育を全国的に進めること。

5 不妊に悩む家族への支援

- (1) 特定不妊治療や人工授精、不育症に対する医療保険適用に向けては、保険適用外治療等により、経済的負担増とならないようにするとともに、不妊治療の多様性を考慮した治療の質の維持・確保に向けた措置を講じ

ること。

- (2) 小児・思春期・若年がん患者の妊孕性（生殖機能）温存治療（精子・卵子・卵巣の凍結）への経済的支援の制度の充実を図ること。
- (3) 不妊治療を受けながら仕事を続けられるよう、職場での不妊治療に対する理解を促し、企業における治療日数に応じた休暇制度の導入を働きかけること。

6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

- (1) 助産師の確保及び養成に向けて、助産師出向システムの制度化の推進と院内助産システム導入のための財政的支援、助産師の人員配置に関する基準の明確化を行うこと。
- (2) NICU等長期入院児の在宅医療を促進するため、家族の要請に応じて重症児を一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。

7 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

- (1) 「産婦健康診査事業」の財源の確保を図り、すべての市町村を対象とした補助制度とすること。産婦健診に併せて新生児（2週間・1か月）の健診費用についても実情に応じた費用助成を行うこと。
- (2) 特定妊婦に対し、第1子妊娠時から母子生活支援施設への入所を可能とする制度改正を行うこと。

8 子ども医療費助成の制度化

- (1) 子育て家庭の医療費に係る経済的な負担軽減を図るため、子どもに対する医療費助成を全国一律のものとして制度化すること。
- (2) 地方自治体が独自に実施している助成制度（医療機関の窓口での負担軽減（現物給付））に対する国民健康保険の国庫負担金の減額措置については、未就学児までだけでなく、すべて廃止すること。

9 幼児教育・保育の充実

- (1) 子ども・子育て支援新制度の推進に必要な財源の確保及び実施主体である市町村の取組について十分な支援を行うこと。

特に、幼児教育・保育の無償化に必要な地方財源について、一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置するなど、国の責任において必要な財源を確保すること。

「新子育て安心プラン」に対応するため、さらなる施設整備の推進と、保育士等の処遇改善など有為な人材を積極的に活用・確保できる仕組みづくりを積極的に進めるとともに、幼児教育・保育の質の向上が図られるよう支援すること。また、保育士修学資金貸付制度の継続や、無償化の対象となる児童が限定される病児・病後児保育にかかる第2子以降の利用料無料化など、地方自治体が地域の実情に応じた取組を推進できるよう支援すること。

- (2) 幼児教育・保育に係る予算は、現在所管省庁が内閣府、文部科学省、厚生労働省と分かれており、施設整備などの事業を進めるにあたって、予算確保のアンバランスや事務の煩雑さなど、さまざまな課題があることから、新制度の円滑な推進が図れるよう、予算や事務手続きについて関係省庁で制度所管を一元化すること。
- (3) これまでも進められてきたキャリアアップの仕組みによる保育士等の処遇改善制度について、要件とされている研修受講を促進するため、キャリアアップ研修は、十分な代替職員の配置を可能とするなどして、受講しやすい環境づくりを支援するとともに、新型コロナウイルス感染症対策により、研修の実施が延期されるなど影響が出ていることから、研修受講を加算取得の要件とする時期について、柔軟に対応すること。併せて、日々感染の不安を抱えながらも勤務を継続している保育士等の努力に応えるため、更なる処遇改善等の取組を進めること。
また、新制度に移行していない私立幼稚園における人材確保のため、処遇改善におけるベースアップ率などについて、統一した仕組みを国が明確に示すとともに、新制度に移行した私立幼稚園と同様、園に負担を求めない仕組みとなるよう制度改善を図ること。
- (4) 年度途中入所が多く、また女性の就業率の上昇によるさらなる需要喚起が想定される低年齢児保育を充実させるため、年度当初から保育士の加配が可能となるよう、施設型給付費などの公定価格を見直すこと。
- (5) 発達障がいなどを含む特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援を実施するため、障がい児保育を行う職員の確保、並びにその指導にあたる専門職の配置など、障がい児保育施策の充実を図ること。
- (6) アレルギーやハラールなどへの対応が必要な子どもが増えていることから、安全で安心な給食を提供するため、十分な調理員配置が可能となるよう、配置基準の見直しや加算の仕組みを設けるなど、公定価格の見直しを図ること。

- (7) 私立幼稚園における特別支援教育の一層の充実を図ること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えや保護者の就労形態の変化により、利用料収入が減少しているため、一時預かり事業や延長保育事業の提供体制を安定的に確保するための措置を講ずること。
- (9) 地域での保育の受け皿となっている認可外保育施設は、主に保育料収入により運営されているが、新型コロナウイルス感染症対策により運営の自粛や利用者の減少により収入が減少し、存続が危ぶまれる施設も生じていることから、認可施設と同様に、保育料収入の減少に対する財政的支援を講ずること。
- (10) 在宅育児家庭の3歳未満の子どもを対象とした通園による保育サービスの提供など、隙間のない子ども・子育て支援制度とすること。
- (11) 家庭環境に配慮を要する児童が多く入所する園に対して、保育士加配の支援を行う事業の充実を図ること。
- (12) 野外体験保育には子どもの豊かな育ちに一定の効果があると考えられることから、自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の普及啓発や人材育成を進めるとともに、取組を進める団体に対する財政的支援を図ること。

10 放課後児童対策の推進

- (1) 放課後児童クラブを安定して運営するため、開設日数が年間250日未満のクラブや19人以下の小規模なクラブに対する補助制度の充実を図ること。また、夏休みなどの長期休暇中は利用申し込みが増えるため、その期間に特化した子どもの居場所の確保について、支援の仕組みを充実させること。さらに、放課後児童支援員以外の事務担当職員を十分に配置できるよう、加算の仕組み等を充実させること。
- (2) 新・放課後子ども総合プランに基づく子どもの居場所づくり推進のため、放課後子ども教室の活動経費の補助である「学校・家庭・地域連携協力推進事業」について、補助額の圧縮が行われることのないよう、十分な財源を確保すること。
- (3) ひとり親家庭や多子世帯に係る放課後児童クラブ利用料の負担を軽減するための制度を創設すること。
- (4) 放課後児童支援員等の安定的な雇用を確保し、体制強化を図るため、処遇改善に資する制度充実を進めること。
- (5) 里親に係る措置費として、放課後児童クラブの利用料を支弁対象に含めること。

11 男性の育児参画の推進

- (1) 希望する子どもの数の実現に向けて「第2子の壁」を克服するためには男性の育児休暇や休業の取得促進が欠かせないことから、育児休業はもとより、産前産後や時間単位等の育児休暇の取得促進に向け、積極的な広報や取得しやすい取組を実践している企業の顕彰等を行うなど、気運の醸成に努めること。
- (2) 従業員を対象とする育児休業給付金の支給率の大幅な引き上げや企業に向けた両立支援等助成金の要件緩和などを図るとともに、男性の育児休業を促進する制度の活用促進に向けて、従業員や企業に広く分かりやすく周知すること。
- (3) 地域少子化対策重点推進交付金を活用した男性の育児休暇や育児休業の取得を飛躍的に向上させる取組を、地域でモデル的に試行できる仕組みを構築すること。
- (4) 妊婦と父親となる男性が共に妊娠・出産への理解を深め、協力して子育てに取り組めるように、地方自治体や企業等における両親学級の開催促進などの支援を行うこと。

12 短時間勤務からの育児休業取得者に対する経済的支援の拡充

第1子の育児休業から職場復帰後、短時間勤務を利用している期間（子が3歳まで）に次の子を出産し、育児休業を取得した場合の育児休業給付金は、短時間勤務の賃金による算定となり減額されることから、フルタイム勤務の賃金水準による給付額を支給し、育児休業中の支援策を拡充すること。

13 企業における働き方改革の取組促進

働き方改革に取り組むことは、仕事と家庭との両立を実現し、子育てができる職場づくりにつながる。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業はこれまで以上にテレワークなど多様で柔軟な働き方を導入する必要に迫られている。今後、新型コロナウイルス感染症の収束後においても、働き方を見直し誰もが働きやすい職場環境づくりを進めることができるよう、特に中小企業・小規模企業の取組促進に向けて財政措置を講ずるなどの支援を強化すること。

14 社会的養育推進に向けた基盤の強化

(1) 児童相談体制の充実と強化

- ① 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」の確実な実施に向け、児童福祉司等の配置に関しては、地方交付税措置の拡充などの財政支援措置を充実するほか、児童福祉司等の専門の養成・研修機関の設置など国主導による人材確保と育成システムを構築するなど、体制強化のための支援の充実を図ること。
- ② 自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、国として子どもの権利擁護に関する体制のモデルを示すとともに、その実施に向けた地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援すること。
- ③ 児童虐待相談対応件数が増加し続け、複雑・困難なケースも増加していることから、的確な相談対応による子どもの安全確保と児童相談所職員の業務効率化、スキルアップを図っていくため、国が主体となってAI等の先端技術を活用した虐待対応の取組を加速化させるとともに、地方が技術を導入する際の財政的支援を強化し、全国展開に向けた国と地方の連携による推進体制を整備すること。

(2) 里親養育包括支援体制の構築に向けた支援の強化

- ① 新たに里親養育包括支援（フォスタリング）業務に取り組もうとする施設や団体、NPOが円滑に事業を開始できるよう、事業準備期間に要する経費（専門人材を養成する期間中における代替職員に係る人件費の補填、地域事情に応じた取組の導入に向けた検討、関係機関とのネットワークの構築など）に柔軟に対応できる交付金の創設や現行補助制度における特例的な嵩上げ措置など制度推進に向けてインセンティブを与える制度を創設すること。
- ② 里親養育包括支援（フォスタリング）が永続的、安定的に行えるよう、児童福祉法上に位置付けるとともに、施設においてフォスタリング事業のため配置する職員を措置費の加算の対象とすること。
- ③ 里親制度の普及・促進に向けては、各児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた取組を財政面から支援する制度を創設すること。

(3) 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援

- ① 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化、地域分散化を促進するため、措置費の加算等の財政支援を充実すること。
- ② 家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向け

て、地域小規模児童養護施設及び委託一時保護専用ユニット（乳児を含む）への職員配置の充実及び1ユニットあたりの児童定員の縮減を図るとともに、小規模化した施設において緊急的に措置児童を受け入れなければならない場合における入所定員の柔軟な運用を行うこと。また、利用者の変動の大きい委託一時保護専用ユニットを有効活用するため、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスパイトケア）で受け入れる児童が利用できるようにすること。

- ③ 乳児院及び児童養護施設における心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うこと。
- ④ 自立支援資金貸付金の返還免除の要件となる就業継続期間（5年間）を短縮し、退所者等の負担軽減を図ること。

15 発達支援が必要な子どもへの対応

- (1) 保育所、認定こども園、幼稚園で発達障がい児等に対する適切な早期支援を行うため、施設職員を支援する専門的な人材を市町村が養成し配置できるよう、地域生活支援事業に長期の研修派遣等の支援メニューを追加するとともに、予算総額の十分な確保に努めること。
- (2) 発達障がい疑われる児童が地域において専門的な医療を早期に受けられるよう、専門的医療機関の確保のため、小児科医や精神科医が発達障がい児を診察した際の診療報酬を見直すこと。

16 ヤングケアラーへの支援の強化

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任を負うヤングケアラーについては、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっているため、迅速かつ的確な支援を実施できるよう、全国調査結果の都道府県・市町村別データの提供を行うとともに、調査結果をふまえた国の支援体制の充実を行うこと。

17 子どもの貧困対策

- (1) 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、地域の実情に応じて地方自治体が行う施策への十分な財政措置を行うこと。
- (2) 地方自治体における子どもの貧困対策を推進するため、その企画・立案・実施に資するよう、子どもの貧困の実態が明らかになるような調査を国の責任において実施し、地域別データの把握・提供を行うこと。

- (3) 家庭の状況にかかわらず子どもたちが学習する機会を得て希望する進学につなげることができるよう、自治体が実施する子どもの学習支援事業に対する財政的な支援を強化すること。
- (4) ひとり親家庭等の就労対策支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」の給付額を増額すること。
- (5) ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるための「児童扶養手当」の支給額の増額を図ること。
- (6) ひとり親家庭や多子世帯に係る放課後児童クラブ利用料の負担を軽減するための制度を創設すること。(再掲)
- (7) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置拡充に係る予算について、十分な額を確保するとともに補助率を引き上げること。
- (8) 自立支援資金貸付金の返還免除の要件となる就業継続期間（5年間）を短縮し、退所者等の負担軽減を図ること。
- (9) 子どもの貧困対策の観点から、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金について制度の更なる充実を行うこと。

18 児童ポルノ等の自画撮り被害から青少年を守る施策

- (1) 児童ポルノ等の自画撮り被害から、青少年を守るため、複数の県において自画撮り画像を求める行為を禁止する条例改正がされているが、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」の改正などにより、被害につながる青少年への働きかけを抑止する等のさらなる規制について検討すること。
- (2) 自撮り被害は、その大部分がコミュニティサイトの利用に起因して発生していることから、青少年が被害に遭うことのないよう、電気通信事業者等と協議の上、被害防止に有効な技術開発や普及促進などの効果的なコミュニティサイト対策を行うこと。

12 豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止について

平成30年9月、国内で26年ぶりに発生した豚熱は、一昨年の豚へのワクチン接種以降、小康を保ってきたが、昨年9月以降、ワクチン接種を実施している6県11農場で発生した。さらに野生いのししの感染は24都府県で確認され、今なお全国に拡大している状況にあり、豚熱の終息に向けては、息の長い取り組みが必要である。

また、より感染力が強くワクチンがないアフリカ豚熱がアジアや欧州で猛威を振るっており、今後、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い海外との人・モノの動きが活発となれば、国内侵入リスクが更に高まることが懸念される。

これら悪性伝染病が一たびまん延すれば、我が国の畜産業及び関連産業に甚大な被害をもたらし、その再生には長い期間を要することから、次なる発生に備え、支援策の充実等を図る必要がある。

こうした課題に対応するため、国においては、引き続き、国家レベルの危機管理事案として、豚熱の終息と産地の再生、アフリカ豚熱の国内侵入防止のため、次の事項について措置を講じることを強く求める。

1 早期終息に向けた発生原因の解明と飼養衛生管理の更なる向上

- (1) 豚熱・アフリカ豚熱ウイルスの農場への侵入防止対策を的確に実施するため、感染経路や発生原因を早急に解明し、必要に応じて対策の見直しを行うとともに、あらゆる手段を行使し、一刻も早く事態を終息させること。
- (2) アフリカ豚熱の脅威にも備え、農場における更なる飼養衛生管理の向上のため、消費・安全対策交付金等の支援対象拡充を図るなど、財政支援を充実すること。
- (3) 家畜防疫員の専門性や技術力の向上を図るため、家畜伝染病の最新の学理及び診断技術等を学ぶ研修の充実及び受入機会の拡充を図ること。

2 ワクチン接種のあり方

- (1) 依然として、十分な免疫が得られない傾向が見られることから、接種都府県が実施する免疫付与状況検査結果を踏まえ、より適切な検査

方法や接種時期など、引き続き検討を進めること。

- (2) 知事認定獣医師による飼養豚へのワクチン接種について、防疫指針に基づくまん延防止のための接種であることから、都道府県や農家の負担が増加しないよう、家伝法第6条に基づく接種と同様に、国において必要な財政支援を行うこと。
- (3) 知事認定獣医師が実施したワクチン接種により死亡又は傷害を受けた豚について、家伝法第58条の手当金の交付対象とすること。手当金の交付対象とすることが困難な場合は、国の主導により共済制度等の補償制度を設けること。
- (4) 種豚供給県がワクチン接種対象地域となることに備え、ワクチン接種豚の移動制限による収入減額分を補填する制度を創設するなど、国において更なる対策を講じること。
- (5) 国産マーカーワクチンの開発を加速し、現行（非マーカー）ワクチンからの移行の是非を早急に判断すること。

3 野生いのしし対策

- (1) 野生いのしし対策を重点的かつ効果的に推進するため、国において生息頭数や浸潤状況等のデータを解析し、豚熱撲滅に向けた方針、目標値及びその実現を図るための行程を示すこと。
- (2) 豚熱撲滅に向けた方針に基づき実施する経口ワクチン散布及び野生いのししの捕獲関連経費について、国が責任をもって十分な予算を措置すること。また、経口ワクチンについては、予め年間の必要量を一括輸入するなど確実な確保を図ること。
- (3) 使用素材を工夫するなど国内での散布に適した経口ワクチンの内製化に向けた取組みを加速すること。
- (4) 野生いのしし感染の全国的な拡大を防ぐための広域的な重点散布エリアの設定や散布の実施等について、国が主体的に取り組むこと。

- (5) 野生いのししのジビエ利用にあたり、豚熱ウイルスの拡散防止の観点から必要となるPCR検査に関連する費用について、国が十分な財政支援を行うこと。

4 次なる発生に備えた産地の再生支援の充実

- (1) 発生農家の休業が長期にわたり、再開後も経営が軌道に乗るまでには期間を要することから、家畜防疫互助基金の農家掛け金の後年度にわたる平準化措置の導入、無利子、保証料なしの融資制度を創設するなど、経営再建に向けた支援措置の充実を図ること。
- (2) 地域の養豚生産を支えると畜・流通・飼料など関連事業者に対し、取扱量の減少、出荷遅延による規格外の滞留豚処理に係るコスト増などに対する支援措置の充実、支援に係る稼働休止期間などの要件の緩和を図ること。

5 水際対策、アフリカ豚熱への備え

- (1) アフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるとともに、地方の空港や港湾においても、違法畜産物の持ち込みを確実に摘発する体制を整備するなど、一層の水際対策の強化、徹底を図ること。
- (2) 仮に、アフリカ豚熱ウイルスの国内侵入を許し、野生いのししへの感染が判明した場合には、諸外国の封じ込め対策を参考にしながら、迅速な初動対応を可能とする対処方針を関係省庁連携のもと策定するとともに、国において、囲い込みや緊急の農場防疫等に必要な資材の備蓄を行うこと。
- (3) アフリカ豚熱発生により、予防的殺処分を実施した養豚農家の事業再開が円滑に進み、早期に経営が軌道に乗るよう支援策を充実すること。
- (4) アフリカ豚熱の国内侵入に備え、野外活動時の食品残さの持帰りの徹底など野生いのししへの伝播防止措置について、国民への効果的な周知を図ること。

(5) アフリカ豚熱ワクチンの早期開発・実用化を進めること。

6 人材確保対策の強化

全国的に不足している産業動物獣医師や都道府県獣医師の確保・育成を図るため、国において修学資金貸与に係る十分な予算を確保するなど、支援策の充実を図ること。

7 地方財政措置の充実

豚熱・アフリカ豚熱対策として地方が支出する経費については、単独事業も含め、十分な特別交付税措置を講じること。

13 農林水産業の成長産業化に向けた支援の充実について

近年、人口減少により労働人口が減少し、人手不足が生じている。農林水産業においても担い手不足が進んでいるが、農林水産業は地方の基幹産業の一つであるとともに、国民生活を支え国土を保全するといった重要な役割を担っており、将来にわたり足腰の強い魅力ある産業として成長・発展させていくことが必要である。

現在、国においては農林水産業者の所得向上を図るため、デジタル技術の活用による現場での更なる生産効率の向上や農林水産物の付加価値の向上の取り組みに対する支援が行われており、中部圏各州市では、他産業のノウハウやA I・I o T等を活用した収益性の向上、特色ある農林水産物のブランド化など、地域の創意工夫を生かした取り組みが進められている。

農林水産業全体の成長産業化を図るためには、今後も生産現場における生産効率や収益性を高める取り組みを進めていくことが重要である。

については、次の事項について、特段の措置を講じられるよう提言する。

農林水産業の成長産業化に向け、他産業のノウハウやA I・I o T等を活用した収益力向上の取り組みや、特色ある農林水産物のブランド化に対する支援を拡充・強化すること。

14 「命を守る産業」を強化するための支援について

国の内外で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、私たちの生命を脅かすとともに、経済・雇用関係に大きな影響を与えている。正に国難であり、人類の危機となっている。

このような中、我が国では、他国から購入したワクチンの接種が開始され、収束に向けた取組が進められているが、他国頼みの政策は、毎回輸入に頼らざるを得なくなり、安全保障上の観点から大きなリスクを負うことになる。

我が国のライフサイエンスの学問水準は世界トップレベルであり、製薬会社及び研究機関は高い開発能力を有している。資金不足等の障壁を取り除けば、十分にその能力を活かすことができる。

現在流行している新型コロナウイルス感染症だけでなく、各国で確認されている変異種や今後の新興の感染症から国民を守るため、速やかに国産の治療薬・ワクチンを開発できる体制を整えることが不可欠である。

また、我が国は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、医療用マスクやガウン、人工呼吸器や検査キット等の医療機器など、国民の命に関わる重要物資や製品が圧倒的に不足する事態に陥り、海外への依存度が高い日本のサプライチェーンの脆弱性が顕在化した。

さらに、我が国の医薬品・医療機器は約4兆円の輸入超過の状態であり、国民の命を守り、不安を解消するためには、「命を守る産業」である医療健康産業の基盤強化を図り、医薬品・医療機器等の国産化を着実に進め、将来的に輸出産業化を目指していくことが必要である。

については、国民のみならず、世界の人々の命と健康を守るためにも、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 安全保障の観点から、感染症の治療薬・ワクチンの国産化を国家的重要戦略と位置付け、基金創設などによる大胆な資金投入を行い、重点的に支援すること。**
- 2 海外への依存度が高い医療用マスク・ガウン、人工呼吸器などの国産化に取り組む企業の研究開発や、設備投資に対して恒久的に支援すること。**
- 3 医療機関等を核とし、産業支援機関や企業との連携により進める医薬品・医療機器等の研究開発・製造に対する支援を拡充すること。**

15 産廃特措法に基づく事業完了後の安全性の確保に向けた取組への財政支援について

不適正に処分された産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去事業は、周辺住民の健康の保護、生活環境の保全はもとより、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭し、循環型社会の形成に資するものであり、環境政策における全国的かつ重要な課題として、国と地方公共団体が協力して取り組むべきものである。

この観点から、平成10年6月17日より前に不適正な処分が行われた事案について、支障の除去等をできるだけ早期に完了させるため、平成15年に特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）が平成24年度末までの時限立法として制定され、平成24年の改正により期限が令和4年度末まで延長された。

都道府県等においては、産廃特措法に基づく基本方針に即した実施計画について、環境大臣の同意を得て、国の財政支援のもと支障除去等事業を計画的かつ着実に進めている。

一方で、廃棄物を残置する工法により事業を実施した場合、事業完了後においても、残置廃棄物による周辺地下水の汚染や悪臭の発生等の中長期的な潜在リスクを有する可能性がある。このため、事業完了後に、新たな生活環境保全上の支障が再発することのないよう、モニタリングや水処理の継続、構造物の維持管理等、地域住民の安全性の確保に向けた取組が不可欠となっている。

支障除去等事業の費用負担については、産業廃棄物が都道府県の区域を超えて広域的に処理されていることを踏まえ、公平性の観点から事業を実施する都道府県等が全額負担するのではなく、産廃特措法に基づき国による財政支援が行われている。支障除去等事業終了後の安全確保に向けた取組についても、公平性の観点から同様に国による財政支援がなされるべきである。

なお、事業完了後の安全の確保に関しては、平成24年の産廃特措法の改正にあたり、衆議院環境委員会で「全量撤去方式以外の支障の除去等を実施するに当たっては、その残置される特定産業廃棄物が中長期的な潜在リスクを有する可能性があることに鑑み、同事業の完了後に新たな生活環境保全上の支障が再発することのないよう、都道府県等による安全性の確保に向けた継続的なモニタリングの支援等必要な措置を講ずること」との附帯決議がなされているところであり、国においては、都道府県等のモニタリング等の取組を踏まえた財政支援制度について、早急に検討し示されたい。

については、次の事項について、特段の措置を講じられるよう提言する。

都道府県等が産廃特措法に基づく事業完了後に行う「残置廃棄物の有する潜在リスクに対する安全性の確保」に向けた取組（モニタリングや水処理の継続、構造物の維持管理等）の費用について、財政支援制度を創設すること。

16 水素エネルギーの普及・導入拡大について

「エネルギー基本計画」において、水素は、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待されると位置付けられている。また、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においても、水素は、発電・輸送・産業など幅広い分野で活用が期待される、カーボンニュートラルのキーテクノロジーであると位置付けられている。

この水素エネルギーの普及・導入の拡大を推進するため、燃料電池自動車をはじめとする水素アプリケーションの普及やインフラの整備を着実に進める必要がある。特に、水素ステーションは、モビリティにおける水素利用の中核となることから、その整備を促進する必要がある。

そのためには、水素ステーションの技術開発の動向などを踏まえ、安全の確保を前提としたうえで、公道等との隔離距離の短縮などの規制の見直しによる事業者負担の軽減が必要である。

また、水素の製造から貯蔵・輸送、利用に至るサプライチェーンを見据え、それぞれの地域で生み出された、再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素や副生水素の利活用を推進することが必要である。

については、規制改革、技術開発、官民一体による水素ステーションの戦略的整備を三位一体で推進するとともに、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した低炭素な水素サプライチェーンを構築するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 中部圏における水素ステーションの普及を促進するため、整備・運営等に対する支援を強化すること。**
- 2 水素ステーションの整備・運営等について、安全確保を前提としたうえで、事業者負担の軽減のため、規制の見直しを検討すること。**
- 3 地域で生み出された再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素や副生水素の利活用について、先駆的な取組みを推進する自治体を支援するための財源措置を講じること。**

17 デジタルトランスフォーメーション（DX）実現に向けた取組への支援について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人との接触や移動を制限し、暮らし方や働き方を大きく変え、人々の価値観に大きな変化をもたらしている。

アフターコロナ・ポストコロナ社会においては、コロナ禍がもたらした意識・行動の変化を人々が安心して暮らせる豊かな社会に向けた社会変革へとつなげることが求められている。

そのためには、テレワークやオンライン授業、遠隔医療など様々な分野で始まったデジタル化の流れを確かなものとし、デジタルトランスフォーメーション（以下DX）を実現していくことが必要である。

については、DXの取組をあらゆる面で推進するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 新しい働き方（テレワーク・ワーケーション）の推進

- (1) 新しい働き方の普及・促進に向け、政府を挙げて省庁横断で取り組むこと。
- (2) 企業に対し、テレワーク・ワーケーションを適切に導入するためのガイドラインなどの周知を図ること。
- (3) 宿泊施設、観光施設、コワーキングスペース及びサテライト・オフィスなどでのテレワーク・ワーケーション受入環境整備に対して支援を行うこと。

2 地方自治体の取組支援

地方自治体が行うDXを実現するためのシステム導入や維持管理、デジタル人材育成・確保などの取組に対して支援をすること。その際に、複数の地方自治体（都道府県と市町村）が共同で行う場合を優遇し、参加する団体数が多いほどインセンティブが向上する補助制度などの財政支援措置を創設すること。

3 デジタル基盤の整備推進

国民があまねくデジタル化の恩恵を享受し、安全・安心で豊かに暮らすことのできる社会を築くために、超高速の情報通信インフラ整備を「ナショナルミニマム」としてデジタル社会を支える基盤に位置付け、強力に推進していくこと。